

OECC 中期行動計画 (2018-2020)

2018 年 5 月 18 日

一般社団法人 海外環境協力センター

目次

I. 基本的考え方	1
II. 主要分野における行動計画	3
1 気候変動緩和策	3
1-1 日本政府の政策立案への貢献	3
1-2 国際交渉への貢献	3
1-3 NDC の実施に向けた支援	4
1-4 JCM 案件発掘の拡大・深化	4
1-5 都市間連携の推進	4
1-6 透明性制度構築・実施のための支援	5
2 気候変動適応策	5
2-1 AP-PLAT の構築支援	6
2-2 アジアにおける政策研究成果の普及・展開	6
3. フロン対策	7
4. 気候資金へのアクセス向上支援	7
5. 環境管理分野	8
5-1 3R・廃棄物対策	8
5-2 化学物質対策（水銀対策含む）	8
5-3 地域環境保全対策	9
5-4 TICAD と TEMM	9
6. 能力開発	10
7. 環境インフラの海外展開	10
参考資料1 第5次環境基本計画の概要	13
参考資料2 要旨：「気候変動緩和策に関する国際協力ビジョン」	15
参考資料3 「脱炭素国家・日本を目指し、気候変動対策を日本外交の主軸に」	17
参考資料4 「環境インフラ海外展開基本戦略」の概要	22
参考資料5 「低炭素社会に向けた我が国の更なる国際貢献に向けて」	24

OECC 中期行動計画（2018-2020）

I. 基本的考え方

この度 OECC は、環境開発分野における昨今の内外動向を踏まえ、今後 3 年間の活動方針を「OECC 中期行動計画(2018-2020)」としてとりまとめることとした。

[環境開発分野における内外の動向]

国際社会においては、「パリ協定」の実施細則の年内合意を目指しており、「パリ協定」の本格実施に向けて世界は大きく動きだしている。また「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成に向けた取組も近年益々加速の勢いを増してきている。

この度日本政府は、我が国の環境政策の基本的枠組みを示す「環境基本計画」を閣議決定した。この基本計画（第5次）は、SDGs 及びパリ協定採択後初めて策定されたものであり、公害を克服した歴史や優れた環境技術、循環の精神などを通じ、持続可能な循環共生型社会、環境・生命文明社会の実現を目指している。具体的な施策の展開に当たっては、国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築を重点領域の一つとして位置付けている。この国際貢献分野においては、国際的なルールづくりへの積極的関与・貢献に加え、JCM などの活用による我が国の優れたインフラの輸出、途上国における制度・技術・資金のパッケージ化を通じた基盤整備の支援及び途上国における能力開発や意識啓発などの取組を展開していくとの方向性が明確に示されている（**参考資料 1**）。

また環境省の「気候変動緩和策に関する国際協力のあり方検討会」は、その検討成果を「気候変動緩和策に関する国際協力ビジョン」として取りまとめている。この「国際協力ビジョン」では、我が国の制度や技術を途上国へ一方的に移転するだけではなく、双方の経済・社会にメリットを生み出す「コ・イノベーション」の実現を目指している（**参考資料 2**）。

更に外務省の「気候変動に関する有識者会合」は、脱炭素国家・日本を目指し、気候変動対策を日本外交の主軸とすべきとの観点から提言を取りまとめており、その中で「途上国の脱炭素化に向けた支援を先導的に行う」との方針を明示している（**参考資料 3**）。

気候変動適応策に関しては、適応策推進に関する政府法案が今国会において審議されており、今後政府機関をはじめとする国を挙げての取組が期待されている。この法案の柱として①適応の総合的推進、②情報基盤の整備、③地域における適応の強化及び④適応の国際展開が掲げられており、今後「適応の国内

プラットフォーム」(A-PLAT)の整備や「アジア太平洋地域の適応プラットフォーム」(AP-PLAT)の構築に向け一層拍車がかかることになる。

加えて、「環境インフラの海外展開」について環境省は、2017年7月に「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定し、気候変動緩和・適応策、廃棄物・リサイクル、浄化槽、水環境保全及び環境アセスメントの主要分野において一層質の高いインフラの海外展開を図っていく方針を打ち出している(参考資料4)。この基本戦略の第1弾として本年1月「日本・ミャンマー環境ウィーク」をネピドー及びヤンゴンにおいて開催し、順調な滑り出しを果たしている。環境省の平成30年度(2018年度)の重点施策においても、「環境インフラの海外展開」が新たな項目として明記され、環境インフラ輸出の戦略的展開を図っていくとの方針を明確にするとともに、本年4月より環境省内に「国際協力・環境インフラ戦略室」を創設するなど新たな政策展開を推進する体制整備も進んできている。

こうした状況の中、OECCは、「**海外環境開発協力の中核拠点**」としてその役割を発揮していくことが期待されており、会員をはじめとする民間企業や団体とも連携しつつ、日々の活動を通じ、一層の研鑽を重ね、世界に貢献できる専門的能力に磨きをかけていく方針である。

[OECC 中期行動計画 (2018-2020) の策定]

2017年度OECCにおいては、上述の役割を果たしていくことを目指し、「OECCの新たな展望」(2017年9月)を策定し、この中で示された基本的な方向に沿って様々な活動の幅を広げつつ、個々の取組活動を着実に遂行してきたところである。

この度、「OECC 中期行動計画 (2018-2020)」を策定し、これまでの実績を踏まえ、気候変動分野のみならず、3R・廃棄物対策や化学物質対策などへの対応も含め環境管理分野での取組にも積極的に挑戦していくこととしており、「環境インフラの海外展開」についても、今後一層の戦略的展開が実現できるよう貢献していく方針である。

本行動計画に基づき、様々な活動を展開していくうえで、OECC会員の皆様方をはじめ、多くの関係者の皆様方のご理解ご支援を得て、我が国の環境開発協力分野における中核的拠点として、世界の持続可能な社会の実現に貢献していきたい。

Ⅱ. 主要分野における行動計画

1. 気候変動緩和策

1-1 日本政府の政策立案への貢献

環境省は、関係省庁との協力のもと、「気候変動支援イニシアティブ」をとりまとめ、COP23において、我が国の取組に関し、幅広く発信を行った。このイニシアティブをより具体的に進めていくため、環境省では「気候変動緩和策における国際協力のあり方検討会」における検討成果を上述の通り「国際協力ビジョン」としてとりまとめたが、OECCは、こうした政策方針の議論にも積極的に参画してきており、引き続き政策立案への貢献ができるよう努めていく。

またOECCは昨年10月、環境省が主催する「COP23に向けた環境関連団体と環境省との意見交換会」において環境大臣に対し直接提言を行った（**参考資料5**）。OECCは今後とも、このような機会を通じ、政策立案プロセスにおいて、これまで蓄積している専門的知見を踏まえ、継続してインプットできるよう努めていく。

1-2 国際交渉への貢献

気候変動枠組条約に関する国際交渉も、2018年には「パリ協定」の実施指針を採択することになっており、2018年は大変重要な年となっている。

OECCは、かねてより条約締約国会議（COP）やその補助機関会合などにおいて日本政府代表団のメンバーとして職員を派遣しており、「パリ協定」の起草作業や交渉にも参加する等、政府間交渉を支援してきている。今後ともこうした活動を通じ、国際制度の構築と実施に向けた国際交渉への貢献ができるよう努めていく。

また「地球温暖化アジア・太平洋地域セミナー」（APセミナー）については、OECCは長年事務局として企画・運営を担当してきているが、とりわけ2017年のAPセミナーは、COP23に向けた準備ワークショップとして位置付けられた¹。今後もAPセミナーは、COP交渉に向けた準備プロセスとして一層重要な位置付けとなることから、OECCは、これまでの経験を踏まえ、本事業の実施に当たり継続して貢献できるよう努めていく。

¹環境省報道発表「アジア・太平洋地域における COP23 準備ワークショップの結果について」（2017年10月5日）<http://www.env.go.jp/press/104635.html>

1-3 NDC の実施に向けた支援

各途上国においては、「パリ協定」の下で表明した「国が自主的に決定する貢献」(Nationally Determined Contribution: NDC) の実施準備の取組が急務であるが、OECC はこれまで実施してきた「適切な緩和行動」(Nationally Appropriate Mitigation Actions: NAMA) 策定支援等の経験を活かし、NDC に関する支援を行っている。JICA のベトナムにおける SPI-NAMA 技術協力プロジェクト²では、同国政府が掲げる 45 の緩和オプションを具体化するための低炭素技術評価を行い、NDC の国内法制化の下で進められるセクター別の実施計画策定や NDC 更新作業にも資する技術リストを作成した。また我が国の温暖化対策計画実施の仕組みや、国内省庁などの関係主体間の調整等についての知見の移転に貢献をした。

今後、NDC 策定準備支援の取組は更に本格化すると考えられ、OECC はそれらの計画策定・実施・進捗評価、低炭素技術移転等、複合的なメニューを提供し、途上国の NDC 実施に貢献していく。

1-4 JCM 案件発掘の拡大・深化

日本政府が世界に向けて提案した二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM) は、本年 8 年目を迎えるが、これまでに 17 カ国が JCM パートナー国として参加している。

OECC は 2014 年度から環境省の JCM 案件発掘調査事業において、東南アジア諸国・モンゴル・中南米における案件発掘・我が国の民間事業者とのマッチメーカー等を行ってきた。その成果として、これまでに 15 件以上の案件発掘が環境省 JCM 設備補助事業として成立しており、その一部は低炭素技術の導入の結果、GHG 排出削減、クレジットの発行の段階まで進展している。またパートナー国内や隣国への水平展開に成功した案件もあり、当該 JCM パートナー国の低炭素社会の構築に向けた努力にも貢献している。

OECC は、こうした経験を踏まえ、途上国に低炭素技術移転をもたらす JCM 案件の形成に引き続き貢献していく。

1-5 都市間連携の推進

我が国の地方自治体は、大気汚染対策、水質汚濁対策及び廃棄物管理等ローカルな環境対策に大きな成果をあげるとともに、気候変動対策においても計画策定・実施や民間企業、市民を巻き込んだ対策のスケールアップを実施してき

² ベトナム国 「国としての適切な緩和行動 (NAMA)」 策定及び実施支援プロジェクト
(英) Project to Support the Planning and Implementation of NAMAs (SPI-NAMA)

た。OECC は、JICA「バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023」におけるバンコク都と横浜市との協力に代表されるように、我が国の自治体とアジア各国の都市間連携の促進に積極的に関わっており、都市レベルでの気候変動計画の策定・実施、更にその下での気候変動緩和・適応のプロジェクト実施の支援を行ってきた。

今後、各国の国レベルの気候変動政策が進展していくことを受け、都市レベルでの取組も拡大・深化していくことが考えられるが、OECC は、会員地方自治体等とも密接に連携を行いつつ、様々な協力のプラットフォームとなりうる我が国とアジア諸国との都市間連携の推進に貢献していく。

1-6 透明性制度構築・実施のための支援

「パリ協定」における取組の基盤として、気候変動対策の透明性を強化する国際制度の導入が決定されている。同協定の下で国際的に提出される温室効果ガス（GHG）インベントリや報告書については、各国内における GHG 排出データの捕捉や施策進捗の情報などの集約が基盤となるため、特に途上国においてはこの分野の能力強化が急務となっている。そのため「地球環境ファシリティ」（Global Environment Facility: GEF）において、「透明性のための能力構築イニシアティブ」（CBIT³）が立ち上げられたことに加え、環境省は、「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ」（PaSTI⁴）を提唱し、支援を拡充している。

OECC は、これらの動きを視野に入れ、途上国における既存の社会制度を十分に踏まえ、気候変動対策の進捗を適正に管理し、実行可能な PDCA サイクルの仕組みを提供する取組に貢献していく。

2. 気候変動適応策

途上国においては、気候変動の影響に対する脆弱性が高いことから、気候変動適応策の推進は極めて重要であり、国際社会は、これまで以上に取組を深化させていくことが求められている。また各国は「パリ協定」に基づき、「国別適応計画」（National Adaptation Plan: NAP）を策定・実施し、セクター別取組を含む自国の開発戦略に適応課題を主流化し、統合的な取組を行うプロセスを進め、その進捗を条約事務局に報告することになっている。このため、今後この分野においても国際社会における協力の強化が喫緊の課題となっている。

³ CBIT: Capacity Building Initiative for Transparency

⁴ PaSTI: Partnership to Strengthen Transparency for Co-Innovation

現在、気候変動適応策を総合的に推進するための法案が国会において審議中であるが、とりわけ国際協力の観点からは、途上国において気候リスク情報の基盤を整備し、科学的知見に基づく適応策を推進できるよう、2020年を目途に「アジア太平洋地域適応プラットフォーム」(AP-PLAT⁵)を構築するべく検討が進められている。

AP-PLATは、気候リスクや適応策に関する情報基盤となるものであり、OECCは、これまでの知見を最大限活用し、このAP-PLATの構築に向けて貢献できるよう努めていく。具体的には次のような取組を今後とも手がけていく方針である。

2-1 AP-PLATの構築支援

OECCでは、AP-PLATの構築の進展を目的として、タイ天然資源環境省(MONRE⁶)天然資源・環境政策計画局(ONEP⁷)との協力による同国でのプラットフォームの構築支援を実施している。これらの取組では、JICA/JSTで実施されている「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」(ADAP-T⁸)とも連携を図り、タイの適応プラットフォームによる情報発信を通して、タイが抱える適応関連の諸課題の見える化に貢献し、より効果的な政策立案や効率的な財源の活用を目指している。重要なパートナー国であるタイの事例を皮切りに、OECCでは、適応情報の発信・共有を行う途上各国の取組推進に貢献していく。

2-2 アジアにおける政策研究成果の普及・展開

「国立環境研究所」(NIES)では、気候変動に関する研究が進められており、これらの研究成果を活用することで適切な適応策の立案や実施が行われることが期待されている。このため、脆弱性の高いアジアの途上国においては、当該国の研究機関とNIESが協力して適応政策立案実施に係る共同研究を推進するとともに、各種データを収集、蓄積し、発信していくことが効果的である。

OECCは、今後ともNIESが進める適応分野におけるアジア諸国研究機関との共同研究を支援し、円滑な協力と研究成果の普及・展開に貢献していく。

⁵ AP-PLAT: Asia-Pacific Climate Change Adaptation Information Platform

⁶ MONRE: Ministry of Natural Resources and Environment

⁷ ONEP: Office of Natural Resources and Environmental Policy and Planning

⁸ ADAP-T: Advancing Co-Design of Integrated Strategies with Adaptation to Climate Change in Thailand

3. フロン対策

フロン対策は、「モントリオール議定書キガリ改正」（2016年10月）が、2019年1月に発効することを踏まえ、オゾン層保護・気候変動対策の双方の観点から関心が高まっている。このため民間企業とも連携しつつ各種支援、取組を戦略的に展開していくことが求められている。とりわけ途上国において、将来にわたり、効果的な取組、技術を実際に普及していくためには、当該国における制度構築や人材育成が不可欠であり、このため専門的知見の集約が効率的に図られるよう各国におけるプラットフォームの構築を視野に入れた協力が展開されることが期待されている。

途上国の多くは気候変動緩和策の一環としてのフロン類（F-gas）の排出抑制に関する取組がまだ実施されておらず、ベトナムにおいても、国としての本格的な取組はこれからの課題にとどまっている状況であるが、上述の JICA 「SPI-NAMA 低炭素技術評価プロジェクト」では、F-gas も対象セクターとして検討され、既存セメントキルンを活用した F-gas 破壊処理、低 GWP⁹冷媒への転換、漏えい対策について導入を推進すべき技術として評価した。

今後、途上国におけるフロン対策を進展させるためには、制度構築と技術の展開の両にらみで取組んでいくことが有効であると考えられる。OECC としては、これらの経験を踏まえ、他の途上国における効果的なフロン対策が実施されるよう貢献していく。

4. 気候資金へのアクセス向上支援

途上国による気候変動対策実施を促進するため、様々な気候資金（climate finance）が活用されている。これらには、二国間・多国間協力に用いられる公的資金や民間投資による資金があるが、そのうち、気候変動枠組条約（UNFCCC）の下で位置付けられている各種資金メカニズム（地球環境ファシリティ（GEF）、適応基金（Adaptation Fund）、緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF））の有効活用は、途上国による条約義務の履行や、脱炭素・気候変動に強靱な社会づくりにとって重要な意味合いを有している。

OECC は、カンボジア環境省などに対して、地球環境ファシリティ（GEF）への申請の支援を行い、省エネ対策の推進などの取組を実施しつつある。また、「緑の気候基金」（GCF）については、環境省による「次世代型プロジェクト実施のための GCF 活用促進事業」などを通じて、パラダイムシフトや持続可能な開発ポテンシャルの大きなプロジェクト形成のため、途上国による資金アクセスの支援活動に貢献している。

⁹ GWP: Global Warming Potential （地球温暖化係数）

また従来は、気候資金の供給は緩和策に多く集中する傾向にあったが、GCFにおいては適応策について同等規模の支援を行うことが定められており、途上国の「国別適応計画」等で掲げられた目標の効果的な実施を後押しする資金として期待されている。このため OECC は、途上国における適応策の推進の観点から、GCF へのアクセス向上についても貢献していく。

更に、気候変動対策のスケールアップについては、公的資金のみならず民間資金の動員が不可欠である。近年、革新技術の開発や応用、ESG 投資の増大等、民間資金の役割はこれまで以上に重要となってきた。

OECC は、これまでの経験と強みを活用し、我が国の民間企業も巻き込み、新たなビジネスモデルを提案し、途上国における社会の低炭素化・強靱化が促進されるよう貢献していく。

5. 環境管理分野

5-1 3R・廃棄物対策

資源循環や 3R・廃棄物対策については、アジア各国（インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー）に対して廃棄物管理能力の向上と、廃棄物発電（Waste to Energy: WtE）技術導入を支援する二国間協力・多国間協力を通じ貢献していく。

廃棄物発電や水質汚濁の低減にも資する浄化槽関連技術等については、優れた技術を有する我が国の民間企業と連携し、アジア・アフリカ地域での取組の推進に向けた貢献を行うとともに、現地におけるニーズの把握など情報収集に努め、将来の事業展開に向けて関係機関や事業者との連携を図っていく。

5-2 化学物質対策（水銀対策含む）

化学物質対策については、我が国のメーカー等事業者が参画する国際対応ネットワークの運営支援を通じた化学物質対策の推進を図り、ベトナム、インドネシアに対し、化学物質管理のための能力向上事業に貢献していく。

また「水銀に関する水俣条約」（2017 年 8 月発効）は、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的とし、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定めており、我が国の民間企業と連携し、水銀を排出しない技術の国際的展開を後押しし、同条約の趣旨に基づき協力案件の組成等に引き続き貢献していく。

5-3 地域環境保全対策

気候変動緩和策と大気汚染対策等を同時に実現するコベネフィット・アプローチの推進については、環境省と中国環境保護部において締結された意向書による協力枠組みの下、二酸化硫黄（SO₂）、窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等の大気汚染物質の対策を中心として、両国間の政策対話を支援するほか、中国のモデル都市を対象とした専門家派遣・訪日研修の実施、我が国の環境技術の導入を視野に入れた実証研究への貢献も継続して行う。

モンゴルにおいては、「日本・モンゴル環境政策対話」で締結された覚書に基づき、石炭焚熱供給専用ボイラ（Heat Only Boiler : HOB）の大気汚染および温室効果ガス排出の緩和を目的としたコベネフィット・アプローチの推進に引き続き貢献していく。

また途上国における水環境改善や土壌汚染対策の実施支援については、アジア地域のみならずアフリカ地域や中南米地域への展開も視野に入れ、国内外の知見を含む関連情報の収集・発信等に努めていく。

5-4 TICAD と TEMM

アフリカ開発会議（TICAD）については2019年に横浜にてTICAD VIIが開催される予定となっている。環境省・JICAは2018年に「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を設立し、UNEP、UN-Habitat等と連携しながらアフリカ諸国の廃棄物管理を中心とした環境協力を進めている。OECCでは引き続き当該プラットフォームの支援を行い、TICAD VIIに向けて環境省が実施しているアフリカにおける環境案件形成の推進に貢献していく。

また日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）の枠組みの下に展開される地域環境汚染問題への対応については、各国間の環境政策対話や大気汚染・黄砂対策活動を通じて、各国の政策担当者及び研究者間の情報交流と共同研究への貢献を引き続き行っていく。また大気汚染分野においては、昨今注目を集めている微小粒子状物質（PM_{2.5}）や揮発性有機化合物（VOC）への対応をも視野に貢献を図っていく。更に「日中韓環境ビジネス円卓会議」や「日中韓環境ユースフォーラム」、「グリーンファイナンスセミナー」等の開催支援を通じて、各国の様々なステークホルダーによる情報交流の推進に貢献していく。

6. 能力開発

途上国における気候変動に係る政策を円滑かつ効果的に展開していくためには、当該政策の立案実施に携わる政策立案者・助言者や政策実行の実務者を対象とする政策対話やハイレベルの研修が有効である。

OECC では長年にわたり、気候変動分野での途上国担当官を対象とした能力開発の取組を実施しており、JICA の各種研修や「地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」(AP セミナー) の実施に加え、東南アジア諸国を中心とする CDM や JCM、MRV 等の課題ごとの能力開発セミナーの開催支援を手掛けてきた。

タイ天然資源環境省(MONRE)傘下の「タイ温室効果ガス管理機構」(TGO¹⁰)では、OECC も参画した JICA 技術協力プロジェクトを通じて、「気候変動国際研修センター」(CITC¹¹)が 2014 年に設立され、タイ国内のみならず、ASEAN 諸国の関係者を対象とした様々な研修プログラムが実施されており、OECC が培った能力開発のノウハウも活用されている。2018 年 3 月に締結した覚書では、研修プログラム・教材等の共同開発、関連イベントの共催、出版物の共同発刊等を行うことが合意された。

今後、上述の SPI-NAMA 技術協力プロジェクトの一環で、ホーチミン市における「気候変動行動計画」(HCMC CCAP¹²)の強化、都市レベル GHG インベントリ作成・交通セクターMRV等を目的とした能力開発協力への参加を通じ貢献していくとともに、アジア太平洋地域における気候変動分野の能力開発実施を行う主要機関として、これまでの知見やネットワークの蓄積を戦略的に展開していく。

7. 環境インフラの海外展開

アジア太平洋地域諸国を中心とした途上国においては、人口増加による都市化や経済成長が急速に進んでおり、それに伴う環境問題が顕在化している。これらの問題への対応として、先進国の経験を活かした環境インフラ導入ニーズが拡大しており、環境省は 2017 年 7 月に「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定している。2018 年 1 月には、基本戦略の主要施策の一つである「ジャパン環境ウィーク」のミャンマーでの開催に貢献したところである。

今後ともこうした経験をも活かしつつ、我が国の環境インフラが着実に海外展開ができるよう、現地における人材の向上や制度構築に向けた協力を通じ、途上国の SDGs 達成に貢献していく。(了)

¹⁰ TGO: Thailand Greenhouse Gas Management Organization

¹¹ CITC: Climate Change International Technical and Training Center

¹² HCMC CCAP: Ho Chi Minh City Climate Change Action Plan

参 考 資 料

- 参考資料 1 : 第 5 次環境基本計画の概要 (2018 年 4 月)
- 参考資料 2 : 気候変動緩和策に関する国際協力のあり方検討会 発表資料
要旨 : 「気候変動緩和策に関する国際協力ビジョン」 (平成 30 年 3 月)
- 参考資料 3 : 外務省 気候変動に関する有識者会合 気候変動に関する提言
「脱炭素国家・日本を目指し、気候変動対策を日本外交の主軸に」
(2018 年 4 月 19 日)
- 参考資料 4 : 「環境インフラ海外展開基本戦略」の概要 (2017 年 7 月 25 日)
- 参考資料 5 : OECC 提言 「低炭素社会に向けた我が国の更なる国際貢献に向けて」
(2017 年 10 月 30 日)

第 5 次環境基本計画の概要

2018 年 4 月
環境省資料より作成

環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものであり、第五次環境基本計画は平成 30 年 4 月 17 日（火）に閣議決定された。

本計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画であり、SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な下記の 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

- ESG 投資、グリーンボンド等の普及・拡大
- 税制全体のグリーン化の推進
- サービサイジング、シェアリング・エコノミー
- 再エネ、水素サプライチェーン
- 都市鉱山の活用 等

2) 国土のストックとしての価値の向上

- 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり
- 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)
- 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全
- コンパクトシティ・小さな拠点＋再エネ・省エネ
- マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等

3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- 地域における「人づくり」
- 地域における環境金融の拡大
- 地域資源・エネルギーを活かした収支改善
- 国立公園を軸とした地方創世
- 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- 都市と農山漁村の共生・対流 等

4) 健康で心豊かな暮らしの実現

- 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICE など）
- 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
- 低炭素で健康な住まいの普及
- テレワークなど働き方改革＋CO2・資源の削減
- 地方移住・2地域居住の推進＋森・里・川・海の管理
- 良好な生活環境の保全 等

5) 持続可能性を支える技術の開発・普及

- 福島イノベーション・コースト構想―脱炭素化をけん引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等）
- 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
- バイオマス由来の化成品創出（セルロースファイバー等）
- AI等の活用による生産最適化 等

6) 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

- 環境インフラの輸出
 - ◆ 途上国における環境改善と我が国の環境ビジネスの需要拡大を目指す
 - ◆ 実現可能性調査から建設・維持管理までのパッケージとして展開
- 途上国における緩和策の支援
 - ◆ 長期的な視点を踏まえ、技術普及を促す資金動員、計画策定、新たな制度構築支援などを図る
- 適応プラットフォームを通じた適応支援
 - ◆ 「アジア太平洋適応情報プラットフォーム」(AP-PLAT)を整備し、気候変動リスクに脆弱な途上国のあらゆるセクターの適応行動を支援
- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
- 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援
 - ◆ 緑の気候基金（GCF）等様々な資金へのアクセスを向上させるための能力開発支援
 - ◆ 最新の科学的知見の提供による能力開発支援、
 - ◆ 温室効果ガスの排出削減等に関する制度・施策の導入支援
 - ◆ 様々な主体による対策等の情報の透明性向上を支援する取組の実施等

気候変動緩和策に関する国際協力のあり方検討会 発表資料
要旨：「気候変動緩和策に関する国際協力ビジョン」

平成 30 年 3 月
環境省

パリ協定を契機に、世界の多くの国が気候変動緩和対策を制約ではなく好機会と捉え、脱炭素社会構築に向けビジネスや社会の構造を大きく転換しようとしている。

本ビジョンは、今世紀後半の温室効果ガスの排出実質ゼロ実現に向けて、脱炭素化に向けた経済・社会への転換（パラダイムシフト）が現在の新興国を含む途上国においても自律的かつ継続的に実施されるように、長期的な視点から日本としての気候変動緩和策に関する国際協力のあり方を提示するものである¹。

☆ 2050 年における世界規模での大幅削減に向けた日本の国際協力

パリ協定は、世界共通の目標として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前から 2℃高い水準より十分に下回るよう抑制するとともに、1.5℃までに抑える努力を継続することで、気候変動への対応を強化することを目的とする国際枠組みである。また、この目標を達成するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させることを目指している。

この目標を達成するには、地球規模での脱炭素社会の実現が求められており、2050 年には、現在の途上国を含めすべての国で自律的に気候変動の緩和対策が進み、温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すプロセスにあることが不可欠である。

この目標達成に向け、我が国は、国内での大幅な排出削減を目指すとともに、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮する。これまで築いてきた信頼関係を基礎として、パートナー国²との協働に基づく協力を拡大するとともに、日本の強みである環境技術で、世界の経済成長と脱炭素化をリードする。

国内での抜本的かつ大規模な排出削減を通じて得られたイノベーションを質の高いインフラや製品・サービスを通じて世界に展開するとともに、パートナー国と我が国の参加主体双方に裨益のあるコ・イノベーションを通じて、地球規模の脱炭素社会の実現に貢献する。

☆ “Co-innovation（コ・イノベーション）”を通じた脱炭素社会の実現

目指すべきコ・イノベーションとは、我が国の技術や制度をパートナー国にそのまま導入・普及させる一方向のものではなく、パートナー国と我が国の協働により、パートナー国に適した脱炭素製品・サービス・技術の市場創出と経済社会システム、ライフスタイルの大きな変革をもたらすイノベーションである。

我が国及びパートナー国の政府及び関係主体が協働し、温室効果ガスの排出実態、削減行動、温

¹ このビジョンは気候変動緩和策を対象とするものであるが、持続可能な開発目標（SDGs）に基づく施策の推進の観点も含め、適応策についても積極的な国際協力を行う。

² 我が国と気候変動緩和策に係る国際協力を行う途上国。

暖化対策への投資等に関する透明性を高め、課題やニーズを共に考え特定しつつ、パートナー国と我が国の参加主体双方に裨益あるイノベーションを創り出すことで、地球規模の脱炭素社会を実現する。これにより世界全体の持続可能な社会の構築と経済成長につなげていく。また、コ・イノベーションを通じた世界的な排出削減の強化及び脱炭素製品・サービス・技術の市場拡大は、我が国の中長期的な利益とも合致する。

◇ 2030 年までの国際協力の取組：コ・イノベーションを可能とする環境・基盤の整備

2050 年までの中間的な時点である 2030 年において、コ・イノベーションを可能とする環境・基盤を整え、コ・イノベーションの成功モデルを可能な限り増やすことを目指す。また、これを通じて持続可能な開発目標（SDGs）の達成につなげる。

コ・イノベーション実現のためには、我が国及びパートナー国における非政府主体による取組が質・量の両面から不可欠であり、政府は、さまざまな主体との協働を促進し、脱炭素に向けて従来の延長線上にない取組に挑戦していく。

多様な主体とのパートナーシップ強化により、パートナー国の政府、自治体、業界団体、企業、専門家、NGO、研究機関等との継続的な対話を通じて、パートナー国における課題やニーズを把握する。パートナー国の温室効果ガスの排出実態、削減行動等に関する透明性を向上することにより、各国の対策のポテンシャルやニーズを可視化（見える化）し、脱炭素市場づくりの基礎をつくる。併せて、緩和策に係る計画策定や、新たな制度の構築支援を実施する。また、公的資金における気候変動の主流化を進めるとともに、公的資金を効果的に活用し、民間投資を促進する。これらの成功モデルを積み重ね、さらなる展開を図ることで、コ・イノベーションを可能とする環境・基盤を整備する。

(2030 年までの環境・基盤づくりの取組)

多様な関係主体とのパートナーシップの強化と協働の促進

- ・非政府主体の取組の拡大
- ・都市を中心としたステークホルダー連携の推進

パートナー国の制度構築とオーナーシップの強化

- ・排出削減の基盤となる政策・制度構築の協力
- ・自律的に取組が進む組織・人材の能力強化
- ・排出削減の鍵となる透明性向上
- ・サプライチェーン全体の排出把握と排出削減の取組強化
- ・セクター別の国際的な標準化・技術協力の取組強化

公的資金における気候変動の主流化と民間資金の動員拡大

- ・公的資金における気候変動の主流化
- ・公的資金の活用を含む民間資金による気候変動対策への投資の促進
- ・再生可能エネルギー投資の拡大

「成功モデル」の創出とスケールアップ

外務省 気候変動に関する有識者会合 気候変動に関する提言

脱炭素国家・日本を目指し、気候変動対策を日本外交の主軸に

2018年4月19日

外務省

この提言は、外務大臣の諮問による有識者会合が、国際的な状況の分析と、日本の新しいエネルギー・気候変動外交の方向性についての議論を行い、とりまとめたものである。先の「エネルギーに関する提言」（2018年2月19日付）に続いて、日本の気候変動外交について提言する。

はじめに

2015年12月、世界はパリ協定を採択し、脱炭素社会への転換を21世紀の普遍のゴールとして掲げた。気候変動問題は、異常気象、自然災害に加え、経済システム、地域や社会の安定、国の安全保障、さらには、国家の盛衰、存亡までも左右する最大のグローバルリスクとなった。日本は、国際社会の責任ある一員として、世界と共に、脱炭素社会への転換という目標実現にむけた重い責務を共有している。

脱炭素化はこれからの社会のあり方を決める根本的なルールであり、国の政策や経済活動がこの方向に即してこそ、新たな発展が可能となる。化石燃料に依存した社会はすでに転換を余儀なくされている。巨大な座礁資産の発生を最小限に抑えつつ、脱炭素社会への円滑な移行を果たすために、残された時間は短く、乗り越えるべき課題は多い。

脱炭素社会の実現には、エネルギーだけではなく、産業、経済、金融などを含む社会全体のあり方を変える政策的・制度的イノベーションが不可欠である。この過程で導入されるべき新たなルール、規制、制度等は、ひとつの国の中だけで通用するものではなく、脱炭素化をめざす国際的な枠組みと整合する必要がある。

脱炭素化にむけた国内での真摯な努力と世界への誠実な貢献があつてこそ、日本は、国際社会における評価を高めることができる。ここに提言する気候変動外交は、世界の脱炭素化の早期実現に向けた日本の新たなイニシアティブであり、今後の日本の外交の主軸とすべきものである。こうした気候変動外交は、国内での先駆的な姿勢と実績の裏打ちがあつてこそ、国際的な信頼を得ることができる。

日本に求められる気候変動外交の具体的な内容には、例えば、次のようなものがある。

- ・気候変動枠組条約締約国会議での交渉、その他の先進国・途上国を含む多国間交渉の場において、脱炭素化に向けた主導性を発揮する
- ・気候変動以外の外交の場においても、積極的に気候変動問題を主要アジェンダとしていく
- ・途上国の脱炭素化にむけた支援を先導的に行う
- ・市民社会を含む非国家アクターとの連携を強化し、その海外展開を支援する

貿易も、投資も、エネルギーや国の安全保障も、日本は世界との深いかかわりを持っており、その存続も成長も、世界が脱炭素化を成し遂げることなしに実現できない。日本と世界の持続可能な未来のため、気候変動対策を主軸とする外交が火急に求められている。

I. 世界、アジア、日本での気候変動の進行を直視する

地球の平均気温は、1880 年以來約 0.85℃、20 世紀のわずか 100 年間で約 0.74℃上昇した。このまま行けば、今世紀末までに最大で 4℃程度上昇すると予測されている。こうした急激な温度変化により、世界各地で、すでに、気候変動の影響とみられる異常気象や、ハリケーンなど深刻な自然災害が頻発している。

こういった気象災害の影響による経済損失は、2017 年には合計で 3,300 億ドル（約 34 兆円）にのぼる。海面上昇、サイクロンやハリケーンの被害、熱波の深刻化などが、環境難民の大量発生を高める。世界で人口が増加する一方、異常気象は、食糧生産の減少や食糧価格の高騰を招く。異常気象のもたらす自然災害は、グローバルなサプライチェーンを寸断し、日本の製造業にもダメージを与える。2011 年にタイで起きた広範囲にわたる大洪水では、約 450 社の日系企業の現地工場が浸水被害を受けた。

アジア開発銀行は、このままだと、今世紀末までに、アジア太平洋地域では、気温が 6℃上昇、地域によっては 8℃もの上昇があると予測する。こういった気温上昇は、地域の気象を大きく変え、農業、漁業、陸上・海洋の生物多様性、国内の安定や国際安全保障、貿易、都市開発、移民、健康に深刻な影響を与える。

日本そのものも気候変動の直接的な被害に見舞われている。九州北部地域での豪雨災害、北陸地域の豪雪は記憶に新しい。日本では、世界より早いペースで気温が上昇しており、長期的には 100 年あたり 1.19℃の割合で上昇している（環境省、2017）。2050 年に深刻な洪水の被害を受ける可能性のある「想定被害額ワースト 20 都市」のうち 10 都市がアジアであるが、日本では名古屋市や大阪・神戸、福岡・北九州が含まれている。被害上昇率では札幌市がワースト 4 位にあげられている。

アジア太平洋地域には世界の人口の 6 割が存在する。日本も含まれるこの地域が持続可能に発展していくことが、世界の持続可能な発展のためには不可欠である。アジア、ひいては世界の気候変動の進行を抑えていくことは、日本にとって、もっとも重要な戦略の一つとなる。

II. 2℃未満目標をめざす世界のイニシアティブと日本

すでに「エネルギーに関する提言」（外務省気候変動に関する有識者会合、2018年2月）で指摘したように、世界的なデカップリングの傾向は始まっているが、パリ協定の2℃未満目標を実現するための排出削減レベルと現在の取り組みには、巨大なギガトンギャップが存在する。

各国がパリ協定に合意したCOP21で、2015年12月、インドは「国際ソーラー同盟」(International Solar Alliance)を発足させ、太陽光の世界的な拡大を提唱した。2017年11月のCOP23では、英国・カナダが「石炭火力からの撤退連盟」(Powering Past Coal Alliance)を立ち上げた。その後12月には、フランスがパリ協定成立2周年を記念して、脱炭素社会への転換を主導するためのパリ気候変動サミットを開催した。また、米国では、連邦政府によるパリ協定離脱声明に対抗して、「We Are Still In（我々はまだ参加している）」のメンバー企業や自治体を中心となり、2018年9月にカリフォルニアで「クライメート・アクション・サミット」を開催する予定だ。世界規模で、非国家アクターによる脱炭素化を進める活動が活発化している。

その一方で、日本の2030年削減目標は“**Highly Insufficient**”（まったく不十分である）との評価を国際的に受けており、2016年のG7伊勢志摩サミットで自ら提唱した2050年削減戦略の提出も未だ果たしていない。脱炭素社会のルールとしての「カーボンプライシング」が、欧州から北米（カナダ、米国諸州）に広がり、韓国、中国などアジアへと世界規模で導入が進む中で、日本は、まだ有効な施策として活用できていない。現在、日本で導入されている地球温暖化対策税の税率は、単価が「289円/tCO₂」という諸外国の炭素税と比べると極めて低いもので、実効性があるものとは言い難い。排出量取引制度については10年以上前に議論を始めたにもかかわらず、国レベルではまだ導入されていない。このままでは、日本企業が有する優れた脱炭素技術や製品も、国内市場では十分なビジネスチャンスが与えられず、世界展開の機会を喪失してしまう危機にある。

こうした状況のなかで、少しずつ国内にも新たな動きが出始めている。例えば、日本では再生可能エネルギー100%を達成するための仕組みが十分整っていないにもかかわらず、使用電力を全て再生可能エネルギーに切り替える「RE100」への参加を表明する企業が相次いでいる。日本企業の中に脱炭素への覚醒が始まったのである。くわえて、地方自治体の「ゼロエミッション宣言」など、地方からの新たな動きもある。

今こそ、こうした新たな機運を高め、脱炭素化に向けた日本の国際的なイニシアティブを蘇らせる時である。

Ⅲ. 提言：脱炭素国家・日本を目指して

1. 気候変動外交を外務省の省是に

気候変動問題は人類が直面する今世紀最大の課題である。この認識から、日本がこの危機に立ち向かう姿勢を国の内外で確かなものにするため、日本の外交を司る外務省自らが「気候変動外交」を省是とし、全省挙げて取り組む原則を樹立すべきである。

具体的には、二国間会合や多国間会合の中で、気候変動問題の取り扱い頻度や重要度を上げ、G7・G20等の場で、気候変動や再生可能エネルギーの主要な扱いを提案し議論を主導する。また在外公館等においても、これまでのエネルギー資源外交の観点から情報を「収集」するだけでなく、国内外で、気候変動・エネルギー環境問題の専門性を高め、気候変動対策上、日本にとって戦略的に重要な事項を発信・普及・展開できる体制を確立する。

こうした原則の下、外務省は、脱炭素化に向けての他省庁を巻き込んだ国の総合的戦略の立案と法制化にむけた努力を開始するとともに、国連の提唱する 2030 年までの持続可能な発展目標（SDGs）と 2050 年に向けてのパリ協定の達成を明示的に連携させ、強化していく。その道筋として「気候変動外交白書」を年次で作成し公表する。

また、2018 年 2 月に本有識者会合が提出した「エネルギーに関わる提言」の実現に向けた政府内部での検討を主導し、同時に「新しいエネルギー外交」を確実に推進する体制を整備する。これらの過程で、積極的に市民社会とも連携を深め、民主的で開かれた日本外交を展開する。

2. 脱炭素社会の枠組みづくりを主導する日本へ

気候変動問題の深刻さが認識されるにつれ、国際的なルールメイキングの場は多様化・多層化してきた。まず、日本は、気候変動枠組条約締約国会議を中心とした政府間交渉枠組みにおけるルールメイキングに建設的な貢献を行う必要がある。日本にとって望ましいルールを主張するだけでなく、日本の利益に留意しつつ、国際的に受け入れられるルールを積極的に提案していく。交渉の「規範」となる新しい構想を打ち出す。日本と志を共にする国を増やし、市民社会やビジネスなどの多様化する交渉グループとの連携を今以上に積極的に展開する。

金融、通商に関する交渉の場などで、グリーンビジネスの標準ツールとして、ISO 規格やサステナビリティ会計基準の導入や、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言にもとづいた、企業財務情報の一環としての気候変動リスクの開示ルールの導入が世界的に進んでいる。日本も、こうした気候変動リスクに着目したビジネスの新たな評価基準づくりに積極的に参加していく。

同時に、温室効果ガス排出量に応じた負担を課すカーボンプライシングを、日本においても早期に実効性のある水準で実現することが不可欠である。

脱炭素化に向けたルールメイキングに参加し貢献していくことが、日本企業が世界のバリューチェーンで確固たる地位を占めるために必須である。日本の産業界や国の取り組みを目に見える形で示すことで、国際社会からの評価を高め、世界からの投資の呼び込みに繋げていく。

2019 年 6 月に日本が議長国となって開催される G20 は、日本の遅れを挽回する絶好のチャンスである。それまでに、脱炭素化社会の枠組みづくりと具体的な削減対策の両面を強化し、明確なリーダーシップで日本企業の世界での活躍の場を拡大していく。

3. 2℃未満目標達成に取り組む日本へ

パリ協定は、各国の削減目標の 5 年ごとの更新を定め、「次の目標はその時のその国の目標をこえるものでなければならない」としている。日本は、パリ協定が定めたこの「**progression/no-backsliding**（後戻り禁止）」の規定を堅持し、現在の日本の 2030 年削減目標の抜本的な引き上げを率先して実施することにより、世界に範を示していく。

また本年から政府として統合的に策定を進める「長期低排出発展戦略」が、世界の脱炭素化を先導するものとなるよう、エネルギー効率化の徹底と再生可能エネルギー拡大の明確な道筋を示していく。削減対策強化に先行的に取り組むための国際的な努力である「タラノア対話」にも積極的に関与していく。

4. 日本の強みを世界規模で活かす取り組み

すでに日本には、さまざまな優れたエネルギー・環境技術が存在する。それらを基盤として、国内外で脱炭素社会に向けた動きを加速する。

1) 「気候変動プラットフォーム」の構築

脱炭素社会の構築には、技術・製品・金融・知識・政策の、包括的なコラボレーションが必要である。まずは国内で点在する既存の事例や施策を整理・集約し、日本が提供できるサービスを包括的に網羅する「気候変動プラットフォーム」を政府主導で構築する。このプラットフォームは、国際的にも開かれ、さまざまな規模の企業や市民が参加できるものとし、それぞれが連携を深めること、また、各ニーズやプロジェクトのマッチング、コラボレーションの場を提供する。

2) 「アジア・オフショア・ウィンドパワー・イニシアティブ」の展開

洋上風力発電は、この数年で技術革新と政策枠組の進化によりコストが急落し、洋上に存在する無尽蔵のエネルギーを活用できる方法として大きな注目を集めている。2018年に入ってから、日本企業による海外の洋上風力プロジェクトへの大規模投資が相次いでいる。東アジア、東南アジアには、豊かな洋上風力資源があると見込まれており、この地域に世界の注目が集まっている。洋上風力発電を導入するためには、効率的な港湾施設の利用や、発電設備工事や機材の運搬を行う船舶の確保、海底ケーブルの調達と敷設など、さまざまな分野の知識や技術を一体的に運用していかななくてはならない。これら分野のそれぞれに秀でた技術を持つ日本企業と国外企業との協働により、この地域の豊かなポテンシャルを活用する「アジア・オフショア・ウィンドパワー・イニシアティブ」の展開を提唱する。この新たな再生可能エネルギー・プロジェクトを日本から発信し、アジア、そして世界の洋上風力発電開発を牽引していく。

3) 「自国が定める削減目標（NDC）」達成のための途上国との協力

パリ協定のもと、多くの途上国が提案しているのは、資金・技術・能力や知識の習得・構築の支援などが得られる「条件付き NDC」である。日本が率先してこの条件を満たし、同時に、途上国が想定している以上の削減を実現していく。具体的には、ロードマップ作成の支援、目標設定と達成のためのパートナーシップを含め、技術支援、資金援助などを行うことで、途上国と共に脱炭素社会を構築していく。実施にあたっては、日本を含め、海外支援を行う国は、自国の削減目標とは別に、「支援を通じて達成する削減目標」を持つ。また、支援の内容は、経済性のみならず、SDGs や社会的受容性の観点から、再生可能エネルギーと省エネルギー・エネルギー効率化に絞ることとする。

4) 現場や地域に根ざした途上国支援

日本はこれまでも、技術革新、気候ファイナンス、適応対策などを通じ、国際貢献を実施してきた。しかし、短期的な視野のまま、総合的な戦略や政策に支えられていない個別支援は、その場限りの対策に陥りやすい。個別の技術のみならず、政策をパッケージで実施していく省エネルギーや再生可能エネルギー政策を企画し、日本の資金的支援と組み合わせしていく。また、日本各地で生まれている、さまざま地産地消の分散型再生可能エネルギーが支える地域経済モデルを、途上国の地域経済の活性化政策として展開・支援する。こういった活動について、前述のプラットフォームも活用しながら、幅広い非国家アクター、大中小の企業や市民社会の有する技術や資金、人材や知識を集め、途上国支援へと活かしていく。

5) 資金支援体制の戦略的再構築

脱炭素化社会への移行は、とりわけ途上国における巨額の資金投資を必要とする。公的資金だけではなく、大量の民間資金投資が誘発されるような仕組みが必要である。そのためには、1. 緑の気候基金（GCF）、世界銀行、アジア開発銀行などの国際開発金融機関とのブレンド・ファイナンスの推進と拡大、2. 環境・社会・ガバナンスに取り組む企業を重視する ESG 投資の流れに沿うグリーンボンド等新しいグリーン金融商品の開発と発行の拡大、3. 途上国の地場金融機関との連携強化、4. 国内の既存の政策や機関との連携強化による投資機会の創出と投資環境の整備、などが不可欠である。

環境インフラ海外展開基本戦略の概要

2017 年 7 月 25 日
環境省資料より作成

途上国において、急速な都市化と経済成長は、大気汚染や水質汚濁などの公害問題への対応や廃棄物処理の促進等の必要性をもたらしている。途上国において経済成長によりもたらされる廃棄物問題や公害問題、温暖化の影響を回避するため、先進国の教訓を活かし、すぐれた環境インフラを早期に導入・普及することにより公害被害や対策のコストを減らし、トータルの環境対策のコストを最小化する「一足飛び型」の発展を目指す必要がある。環境省においては、環境関連分野におけるインフラシステム輸出戦略を具体的かつ総合的に進めるため、「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。

環境インフラ海外展開基本戦略の主要な取り組みについては以下のとおり。

1. 二国間政策対話、地域フォーラム等を活用したトップセールスの実施
2. 制度、技術、ファイナンスのパッケージ支援とその経済的社会的効果の発信
3. 民間企業、自治体、関係省庁や国内外の援助機関等と連携した実施体制の強化

また、下記の 6 つの具体的分野における実施方針等を盛り込んでおり、今後、本基本戦略を基に、質の高い環境インフラの海外展開を進め、途上国の環境改善、気候変動対策の促進が求められている。

1. 気候変動緩和策

- JCM 資金支援事業に加え、ADB 等とも連携し、個別プロジェクトの案件形成への支援を実施
- 緑の気候基金（GCF）の利用のための能力開発等を支援
- セクター別の削減量の定量化、費用対効果を考慮した対策技術の特定等日本の知見を活用し、温暖化対策実施計画策定を支援
- 日本の自治体との連携による、都市レベルでのマスタープラン作成等、個別プロジェクトのニーズを同定、案件形成を支援

2. 気候変動適応策

- 途上国において脆弱な分野(農業、水資源、自然災害等)を対象とした気候変動影響評価を実施し、人材育成や適応計画の策定・実施
- 二国間や ADB との連携を通じ、アジア太平洋地域の気候リスク情報、影響評価・適応取組事例の収集・整理を行い、アジア太平洋プラットフォーム（AP-PLAT）を構築
- AP-PLAT が有する情報の提供により、適応ビジネスの海外進出や、途上国における投資リスクの低減、気候リスクへの的確な対応を促進

3. 廃棄物・リサイクル

- 日本の事業者による FS 支援及びモデル事業
- 二国間合同委員会を通じて、質の高い技術の導入の環境整備やファイナンスモデルの開発・適用
- 住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営にいたるまでの研修
- 「アジア太平洋 3R 推進フォーラム」、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」等、多国間での協力基盤の場の設定、活用
- 高度な技術の導入による長期的な環境負荷低減・経済効果分析及び地域の循環産業基盤情報データの整備・発信

4. 浄化槽

- マスタープラン段階からの、下水道・浄化槽の包括的な污水处理サービスの提案
- FS 支援、各途上国におけるビジネスモデルの確立、標準的な仕様書の作成、ADB 等の金融機関との連絡などによる案件組成を支援
- アジア地域における浄化槽の制度面や維持管理体制整備にかかる働きかけを含めた支援
- 産官学による ASEAN 地域での浄化槽の標準化をめざし、製品仕様の現地化、公平な性能評価スキームの社会実装支援

5. 水環境保全

- アジア水環境パートナーシップ (WEPA) の枠組みによる、水環境の課題解決の自主行動アクションプログラムの策定を支援及びその成果を情報共有
- アジア諸国における FS や現地実証試験を支援するとともに、その結果と水環境保全技術へのニーズのマッチング

6. 環境アセスメント

- アジア各国のアセス制度の発展及び執行力強化のための協力推進並びにそのための環境アセスメント担当行政官等の間のネットワーク強化等
- 我が国のインフラ関係事業者への情報発信等による日本のインフラ海外展開の円滑化 (了)

提言

低炭素社会に向けた我が国の更なる国際貢献に向けて

2017 年 10 月 30 日

一般社団法人 海外環境協力センター

理事長 竹本 和彦

一般社団法人海外環境協力センター（OECC）は 1990 年に発足以来、世界の持続可能な社会の実現に貢献することを目指し、海外環境開発協力分野における我が国の中核的組織として、各種調査研究や能力開発に係る活動を展開している。

気候変動問題への対応については、「パリ協定」に基づき、途上国も含め全ての締約国は、削減目標を中心とする「各国が決定する貢献」（NDC）を 5 年毎に提出・更新し、各国の NDC を実施するための諸対策を展開するとともに、「長期温室効果ガス低排出開発戦略」を策定・提出することとされており、途上国における取り組みが、これまで以上に重要視されてきている。

我が国では、「地球温暖化対策計画」を閣議決定（2016 年 5 月）するとともに、「長期低炭素ビジョン報告書」（2017 年 3 月）を公表し、これまで以上の革新的な取り組みを目指し、我が国の経験を最大限に活用し、途上国との協力を一層推進していくこととしている。

近年、新興国などパートナー国によっては、着実な経済成長を遂げている国がある一方で、依然として貧困からの脱却に勢力が注がれている国もあり、各国の社会経済の発展状況も大きく異なっていることから、そうした状況に応じて国際協力のあり方も多様となってきた。とりわけ、経済社会の発展段階や地理的条件等を考慮し、途上国のニーズに応じた戦略的な国際協力を実施することが求められている。

こうした協力にあたっては、各国の諸事情に照らし、きめ細やかなニーズの把握と対話を行い、パートナーシップに基づく協同作業を進めることが必要であり、我が国の経験共有に加え、共に形成するイノベーションを通じて、現場において直面する諸課題への具体的な解決策を見出せるよう協力していくことが必要である。

また環境省は、「環境インフラ海外展開基本戦略」（2017 年 7 月）を策定し、今後気候変動緩和・適応対策をはじめとする主要分野において一層質の高い海外環境開発協力の推進を図っていく方針を明確にした。今後は、気候変動関係など各分野におけるより詳細な戦略の策定とその実施が求められている。

上述の通り、低炭素社会に向けた内外の動向に的確に対応し、世界の低炭素社会実現に向け、我が国の更なる国際貢献として今後取り組むべき方向について下記のとおり提言する。

1. 気候変動緩和対策

「パリ協定」においては、2020～2030 年の「各国が自主的に決定する貢献（NDC）」に加えて、2050 年までの世界全体を脱炭素でレジリエントな社会に方向付ける長期戦略の策定が求められている。これを支える資金の流れや技術の導入を促す世の中の仕組み（制度）を変革していくためには、革新的かつ統合的な取組が必要である。このため、日本が取り組んできた経験を踏まえ、さらに途上国と共に新たな社会の構築に向けたイノベーションの推進が極めて重要である。

世界規模での温室効果ガスの排出削減への貢献については、各国における NDC の策定・実施及び「二国間クレジット制度」（JCM）の下での案件形成の実施が円滑に図られるよう、我が国の優れた低炭素技術やノウハウを途上国に展開していくなどの国際協力を一層推進していくことが不可欠である。このため、JCM のこれまでの実施状況や、低炭素技術移転等の成果について評価を行い、将来のこうした制度運用のあり方に関する議論も視野に入れつつ、将来の発展を視野に入れた今後の国際議論をリードできるよう情報収集などを踏まえ、理論構築に万全の態勢で臨む必要がある。

また、NDC の策定・実施のための技術協力が不可欠であることから、我が国における制度実施の経験や技術・ノウハウ及び人材をフルに動員して、対象国とも連携し、当該国における緩和策実行のための推進体制や能力構築に努力を傾注していく必要がある。その際、制度・技術・資金等様々な面で統合した協力を展開できればパートナーとなる国においても即効性が期待できることから、大いに奨励されるべきものである。このため、パートナー国における実情に精通した取り組みが実現できることが不可欠であることから、平素より受け入れ国の社会情勢、政策措置の実施体制などについての情報を整備しておき、ダイナミックに対応しパラダイムシフトの実現に貢献できるような仕組みの構築が肝要である。

さらに、気候変動対策の着実な実施に当たっては、短期的なニーズの充足に加え、中長期的な視点に立った政策の立案、展開が不可欠であることから、我が国が長期ビジョンなどで検討した通り、具体的な目標設定とそれに到達できる道のり（ロードマップ）を明らかにしていくことが肝要である。

気候変動対策の取り組みのための資金については、GCF の効果的活用、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）など地域開発銀行との連携や、国内外の民間部門による資金を複合的に動員することが可能な仕組みを検討し、革新的な展開が必要である。

2. 気候変動適応対策

開発途上国においては、脆弱性が高く、気候変動適応策の推進は極めて重要であり、各国はこれまで以上に取り組みを深化させていくことが求められている。また各国は「パリ協定」に基づき、「国別適応計画（NAP）」を策定・実施を行い、セクター別取組を含む自国の開発戦略に適応課題を主流化し、統合的な取り組みを行うプロセスを進め、その進捗を条約事務局に報告することになっていることから、今後この分野においても国際社会に

おける協力の強化が喫緊の課題となっている。我が国は、途上国において気候リスク情報の基盤を整備し、科学的知見に基づく適応策を推進できるよう、2020年を目途に「アジア太平洋地域適応プラットフォーム」(AP-PLAT)を構築するべく検討を進めているところであるが、本格稼働に向け、早急に準備を進めていくことが急務である。今こそまさに「適応策の国際戦略」を策定し、戦略的に国際協力を展開すべき時期に来ている。さらに、緩和適応両面において、新たに強化される透明性制度への対応を行うため、途上国各国の国内および国際的な対応を促進していく協力を進めていくことが重要である。

3. フロン対策

フロン対策は、「モントリオール議定書キガリ改正」を踏まえ、オゾン層保護・気候変動対策の双方の観点から関心が高まっていることから、民間企業とも連携しつつ各種支援、取り組みを戦略的に展開すべきである。とりわけ途上国において、将来にわたり、効果的な取組、技術が確実に対象国で普及されていくためには、パートナー国における制度構築や人材の育成が不可欠であり、このため専門的知見の集約が効率的に図られるよう各国におけるプラットフォームの構築を視野に入れた協力が展開されることが必要である。

4. 政策対話と能力開発

途上国における気候変動に係る政策を円滑に効果的に展開していくためには、当該政策の立案実施に携わる政策立案者、助言者や政策実行の実務者を対象とする政策対話やハイレベルの研修が有効である。我が国は、「地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」(APセミナー)等、パートナーシップを育む対話と協力、能力開発について長年の経験を蓄積しており、今後とも強化充実して継続していくことが重要である。

5. その他(都市間連携など)

我が国の地方自治体は、その地域における公害対策・環境対策に大きな成果をあげるとともに、気候変動対策においても計画策定や自治体独自の取り組みを地元企業・市民とともに実施してきた経験を踏まえ、アジア各国の対象都市との連携による都市レベルのマスタープラン作成・実施、さらにその下での個別プロジェクトの形成を支援(「都市間連携事業」)してきており、今後ともこうした枠組みのもとに協力を継続的に展開していくことが重要である。

また、先般金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォースが、気候変動のリスクの評価に関する報告書を発表した。公的年金基金等による化石燃料産業への投資撤退(ダイベストメント)やESG投資、PRIへの署名機関の増加など世界的に気候変動対応を企業経営の中に主流化しつつあることに留意して、世界の潮流に取り残されることのないよう、国の政策をダイナミックに推進させていく必要がある。(了)

一般社団法人海外環境協力センター（OECC） 企画・広報課

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 NP 御成門ビル 3F

URL：www.oecc.or.jp

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[A ランク]のみを用いて作製しています。